

社会保険ひろしま

第901号

- 【お願い】協会けんぽ管掌事業所のご担当者さまへ
資格喪失届を提出する場合は、健康保険被保険者証を返納してください
- 【ご案内】被扶養者が海外に転出したときは手続きが必要です
- 【ご案内】オンライン事業所年金情報サービスをご活用ください
- 【お願い】育児休業等の期間が1カ月を超えない場合の賞与保険料の納入告知
- 年金だより
- 社会保険事務のポイント Vol.2
- 「健康経営優良法人2024」に申請しませんか！
- スマホがあなたのお薬手帳に！お薬手帳アプリ
- 被扶養者資格再確認のご協力のお願い
- 呉年金事務所における協会けんぽテレビ電話相談サービスの終了について



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和5年7月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		59,999	59,052
船舶所有者数		248	332
被保険者数	男性	509,381人	382,018人
	女性	337,323人	261,853人
	船員	2,972人	3,260人

日本年金機構からのお知らせ

お願い

協会けんぽ管掌事業所のご担当者さまへ
資格喪失届を提出する場合は、健康保険被保険者証を返納してください

従業員の退職等により、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届/70歳以上被用者不該当届」を提出する場合は、健康保険被保険者証の添付が必要です。紛失等により添付ができない場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」を必ず添付してください。

【電子申請の場合】

健康保険被保険者証は速やかに返納してください。返納時には、「確認結果画面（到達番号が表示された画面）」を添付してください。

※ 健康保険高齢受給者証、健康保険特定疾病療養受療証、健康保険限度額適用・標準負担額認定証が交付されている場合は、あわせてご提出ください。

ご案内

被扶養者が海外に転出したときは手続きが必要です

国民年金第3号被保険者（国民年金第2号被保険者の被扶養配偶者）が海外に転出したときは、次のいずれかの手続きが必要です。

これらの届出は、当該国民年金第2号被保険者を使用する事業所を経由して行います。

海外特例要件に該当する場合
 （留学生、海外赴任に同行する者等）

海外特例要件に該当しない場合

海外特例に該当する方は、第3号被保険者の認定が可能ですので、国民年金第3号被保険者関係届（健康保険被扶養者（異動）届）に必要な書類（査証（ビザ）等）を添付して提出してください。
 ※ 届出が確認できない場合は、国民年金第3号被保険者の資格喪失を行いますので、すみやかに手続きをしてください。
 ※ 他にも海外特例要件に該当するケースがありますので、詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。

第3号被保険者資格を喪失するため、国民年金第3号被保険者関係届により、第3号被保険者でなくなったことの届出が必要です。
 ※ 日本国籍の方は海外転出中の期間、任意加入の届出を行うことにより、国民年金に加入することができます（保険料の納付が必要です。）

ご案内

オンライン事業所年金情報サービスをご活用ください

「オンライン事業所年金情報サービス」は、事業所向け各種情報・通知書の電子データをe-Govのマイページで受け取れるサービスです。この機会にお申し込みいただき、ぜひ本サービスをご活用ください。

【サービスを利用するメリット】

紙の通知書よりも早く
受け取り・確認が可能

定期的に受け取りが可能

データの活用が可能
 （CSVデータを自社で保有するデータと突合等）

【電子データで受け取れる各種情報・通知書】

- 社会保険料額情報…郵送で納入告知書が届く前に社会保険料額を確認できます。（毎月15日頃）
- 保険料増減内訳書…前月の社会保険料額との差分の内訳（資格取得・資格喪失等）を確認できます。
- 基本保険料算出内訳書（毎年10月のみ作成）…標準報酬月額ごとの被保険者数等を確認できます。
- 賞与保険料算出内訳書…被保険者ごとの賞与保険料を確認できます。
- 被保険者データ…届書作成プログラム^{※1}に取り込むことで簡易に算定基礎届等の届書を作成できます。
- 決定通知書…提出された届書に基づき日本年金機構で処理を行った結果を確認できます。

【利用方法】

GビズID^{※2}を利用してe-Govマイページへログインし、本サービスの利用申し込みをお願いします。

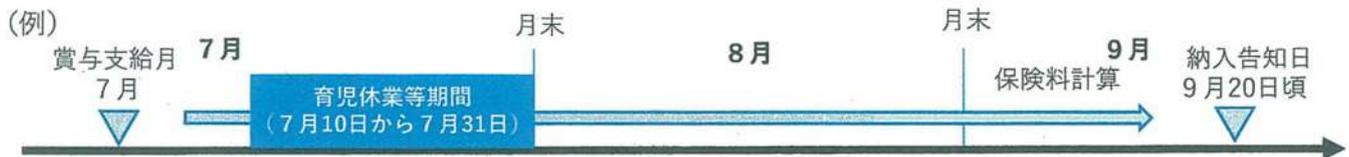
※1 届書を簡易に作成、申請できるプログラムで、日本年金機構がホームページ上で無料で提供しています。

※2 デジタル庁が運営している認証システムで、無料で利用することができます。アカウントとして利用可能となるまでに2週間程度を要します。

お願い

育児休業等の期間が1カ月を超えない場合の賞与保険料の納入告知

育児休業等の期間が1カ月を超えない場合の賞与保険料は免除となりませんが、そのうち、育児休業等終了日の翌日が育児休業等開始日の属する月の翌月となる場合については、日本年金機構において、当該ケースを反映した保険料計算を行うことに時間を要するため、翌月の保険料とあわせて告知（保険料計算）されますので、ご理解いただきますようお願いいたします。



上記ケースに該当した場合、令和5年7月に支給した賞与にかかる保険料が令和5年8月分保険料とあわせて、告知（令和5年10月2日納期限）されます。



年金だより

年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、事業所や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員には、当機構から定期的に制度改正や手続きに関する情報提供を行っています。年金委員は、活動範囲によって「職域型」と「地域型」の2つに区分されており、ここでは事業所内で活動いただく、「職域型」年金委員をご案内します。

【職域型年金委員とは】

委嘱対象者	主に適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 など
活動範囲	事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ○公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ○当機構が主催する制度や事務手続きに関する年金委員研修会への参加 など

「職域型」年金委員が設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いします。

出張による年金相談のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しています。

「年金委員制度」の詳細や「出張相談」の開催場所・日程等は、下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



ツイッター 公式アカウント @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>

今回は「被保険者資格取得届」の作成や提出時の留意点等についてお知らせします。

I. 届書記載時の留意事項

「被保険者資格取得届」で**記入もれ**や**記入誤り**が多い事項を以下に記載しますので、届書作成時に留意してください。

<記入もれにご注意ください>

事業所整理記号と事業所番号を記入してください。

<記入もれにご注意ください>

被保険者の個人番号又は基礎年金番号を記入してください。なお、従業員の方の個人番号を記入する際には、番号法に基づく本人確認（番号確認および身元確認）を必ず行ってください。

被保険者資格取得届
70歳以上被用者該当届

健康保険
厚生年金保険
厚生年金保険

様式コード
2200

令和 年 月 日提出

事業所整理記号
事業所番号

提出者記入欄

事業所所在地
事業所名称
事業主氏名
電話番号

受付印

社会保険労務士記載欄
氏名等

被保険者整理番号
氏名
生年月日
性別
取得区分
取得年月日
備考
住所

1. 男
2. 女
3. 扶内員
4. 無
5. 男(基金)
6. 女(基金)
7. 扶内員(基金)

0. 無
1. 有

1. 70歳以上被用者該当
2. 二以上事業所勤務者の取得
3. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等)
4. 退職後の継続再雇用者の取得
5. その他

1. 源外居住
2. 短期滞在
3. その他

<記入誤りにご注意ください>

資格取得年月日は、使用されるようになった日を記入してください。具体的な誤り事例として、裏面【事例1】をご確認ください。

<記入もれにご注意ください>

記載項目に該当する場合は数字を○で囲んでください。

(記載項目例)

- 1 70歳以上被用者該当
- 2 二以上事業所勤務者の取得
- 3 短時間労働者の取得(特定適用事業所等)
- 4 退職後の継続再雇用者の取得

<記入誤りにご注意ください>

報酬月額、基本給の他、諸手当も含めて記入してください。また、現物給与を支給する場合は、現物給与額も記入してください。

具体的な誤り事例として、裏面【事例2】及び【事例3】をご確認ください。

<記入もれにご注意ください>

基礎年金番号で届出する場合は、被保険者の住民票上の住所を記入してください。

ウラ面：届出誤りの実例、電子申請の利用について

II. 届出誤りの実例

これまでに日本年金機構で確認した届出誤りの実例をお知らせしますので、届書作成時の参考としてください。

【事例1】

資格取得年月日を「使用されるようになった日」以降の日付で届出している。

健康保険・厚生年金保険の被保険者資格は、適用事業所に使用されるようになった日から資格取得します。なお、「適用事業所に使用されるようになった日」とは、事実上の使用関係が発生した日となります。

<Point>

- ・事実上の使用関係が発生した日が資格取得日となることから、試用期間を設けているような場合であっても、試用期間の当初から資格取得する。

【事例2】

給与規程等により支給することが定められている手当について資格取得時の報酬に含めずに届出している。

資格取得時の報酬月額は、基本給の他に、通勤手当、役職手当、扶養手当、住宅手当、時間外手当等、給与規程等により支給することが定められている諸手当など労務の対償となる全ての報酬を含みます。

<Point>

- ・通勤手当が税務上非課税となっている場合でも、報酬月額に含める必要がある。
- ・時間外手当等の非固定的賃金は、資格取得する者と同様の業務に従事する者を参考として支給見込み額を算出し、報酬に加算する。

【事例3】

給与規程等により支給することが定められている現物給与について資格取得時の報酬に含めずに届出している。

通貨以外のもので支払われる場合は、現物給与として資格取得時の報酬に含める必要があります。具体的には、住宅（社宅や寮等）の貸与、食事、自社製品、通勤定期券等で支給するものを現物給与といいます。食事又は住宅で支払われる現物給与の価額は日本年金機構ホームページに掲載していますので参考としてください。

<Point>

- ・現物給与が税務上非課税となっている場合でも、現物給与の価額を算出し、報酬月額に含める必要がある。
- ・勤務地がA県にあり、社宅がB県にある場合、現物給与の価額は勤務地であるA県の価額で算出する。

III. 電子申請の利用について

「被保険者資格取得届」を電子申請で提出いただくことにより、以下のメリットがあります。ぜひ、電子申請をご利用ください。

- ・紙や電子媒体での申請よりも早く処理がされます。
- ・健康保険証は、紙で申請するより3~4日早く届きます。

被保険者資格取得にかかる制度概要や届書様式等を、日本年金機構ホームページに掲載しています。
右のURLまたは二次元コードよりご確認ください。

日本年金機構HP

<https://www.nenkin.go.jp>



広島支部からの お知らせ

加入者の皆様へお知らせ
いただきますようお願いいたします

「健康経営優良法人2024」に申請しませんか!

健康経営優良法人認定とは、経済産業省と日本健康会議が特に優良な健康経営を実践している法人を顕彰する制度です。健康経営を推進している企業として、**全国的にPRすることができます**。 ※健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

▼健康経営優良法人2024のスケジュール

部門	申請期間	認定
大規模法人部門	令和5年8月21日(月)～ 令和5年10月13日(金)17時	令和6年 3月頃
中小規模法人部門	令和5年8月21日(月)～ 令和5年10月20日(金)17時	

認定を受けると「ロゴマーク」が
使用可能になります!



申請をサポートします!

協会けんぽ広島支部では、健康経営優良法人の申請方法や認定基準について冊子等で解説しています。ぜひ、ご活用ください!

健康経営優良法人 サポートブック 検索

健康経営優良法人サポートブック2024(中小規模法人部門)▶



申請は
「ACTION!健康経営」
ポータルサイトから



スマホがあなたのお薬手帳に!お薬手帳アプリ

協会けんぽ広島支部では、お薬手帳アプリを使用して**薬局に行く前に処方箋から、お薬代やジェネリック医薬品の軽減額が確認できるサービスを開始しました**。

協会けんぽ広島支部加入の方が対象です(保険証記載の保険者番号が「01340017」の方)。

アプリの詳細についてはこちら



まだ
お薬手帳を
使っていない
方は



お薬手帳アプリ ヘルスケア手帳

- 服用中のお薬やこれまでのお薬の履歴をリストで管理できます
- 処方箋の二次元バーコードを読み取ることで、**ジェネリック医薬品に切り替えた場合の軽減額がスグに分かります**
- 処方せん事前送信が可能(送信できる薬局が限られています)
- 災害時に備えて常時携帯可能
- 家族全員分を登録して利用可能



紙のお薬手帳や
すでにお薬手帳
アプリを
使っている方は



お薬情報表示アプリ CompassGE

- 処方箋の二次元バーコードを読み取ることで、**ジェネリック医薬品に切り替えた場合の軽減額がスグに分かります**(調剤明細書からも確認ができます)
- 全国どこの薬局に行く時も活用可能

check!
アプリを直接
ダウンロード
される方はこちら



被扶養者資格再確認のご協力をお願い

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認するため、被扶養者資格の再確認を実施しております。令和5年度につきましては、10月下旬から11月上旬にかけて順次「被扶養者状況リスト」をお送りしますので、期限までにご提出をお願いします。

確認の
対象となる方

令和5年4月1日時点で18歳以上の被扶養者

※対象者がいない場合は、「被扶養者状況リスト」はお送りしません。

令和5年度 被扶養者資格再確認の流れ

協会けんぽの
被扶養者資格再確認に
ついてはこちら



解除となる被扶養者がいない場合

協会提出用

被扶養者
状況リスト

注)2枚目は
事業主控えです

被扶養者状況リスト
を提出



下記に該当する方については、「被扶養者
現況申立書」及び確認書類が必要です。

- ◆被保険者と別居している被扶養者
→仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- ◆海外に在住している被扶養者
→海外特例要件に該当していることが
確認できる書類

解除となる被扶養者がいる場合

協会提出用

被扶養者
状況リスト

注)2枚目は
事業主控えです

被扶養者
調書兼
異動届

解除となる方の
保険証

ハンチもしくは
ハサミを入れる

- 被扶養者状況リスト
 - 被扶養者調書兼異動届
 - 解除となる方の保険証等
- を提出

同封の返信用封筒にて
郵送でご提出ください。



提出期限

12月8日(金)

令和4年度 被扶養者資格再確認の実績

扶養解除者数 **約7.8万人**

高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) **約9億円**

事業主・加入者の皆様におかれましては、ご多忙の中、「被扶養者状況リスト」等の提出にご協力いただき、誠にありがとうございました。令和5年度につきましても、何卒みなさまのご理解とご協力をお願いします。

呉年金事務所における 協会けんぽテレビ電話相談サービスの終了について

令和6年3月29日(金)営業終了(17:15)まで

※テレビ電話相談サービス終了に伴い、協会けんぽ各種申請書も撤去いたします。
各種申請書や記入方法につきましては、協会ホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。

長らくのご利用、誠にありがとうございました。

申請書ダウンロードは
こちら



協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2023年9月号)

<発行>



全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問い合わせ
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)
平日のみ 8:30~17:15

※おかけ間違いにご注意ください



今月の
TOPICS

9月は、
「健康診断実施強化月間」です!

35~74歳の従業員(被保険者)様を対象に、生活習慣病予防健診の補助を行っています。肺・胃・大腸のがん検診がセットで、自己負担最高5,282円で受診できます。今年度受診がまだの方は、生活習慣病予防健診をぜひご利用ください。



▲詳しくはこちら